

はじめに

はじめに

皆さまには、平素よりJAバンク山口信連をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

この度、当会の令和3年9月期における財務情報などを取りまとめましたので、皆さまの参考としていただき、当会へのご理解を一層深めていただければ幸いです。

当会は、昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育むことを通じて、地域経済や産業の発展に貢献する地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

これからも、JAグループの一員として、また地域金融機関として、「中期経営計画」を着実に実践することにより、財務・収益基盤の強化を図り、会員JAはもとより、JA組合員および地域の皆さまの負託にお応えすべく、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

今後とも一層のご支援・お引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

INDEX

□ 経営理念・経営方針	2
□ SDGsの取組み	3
□ 当会の概要	4
□ JAバンク自己改革への取組状況	5
□ 地域貢献への取組み	6
□ 主要勘定の状況	9
□ 損益の状況	9
□ 自己資本比率および自己資本の構成	9
□ リスク管理債権の状況	10
□ 金融再生法開示債権	10
□ 債権等の保全状況	11
□ 有価証券等時価情報	11

経営理念・経営方針

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るため、さらなる経営基盤の強化と良質で高度な金融サービスを提供するため、「中期経営計画（2019年度～2021年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画（2019年度～2021年度）基本方針

基本方針

会員および会員の組合員・利用者目線による事業対応を徹底し、農業者の所得増大・満足度向上、地域活性化に取り組む。

持続可能な収益構造の構築、JAサポート・補完機能の充実・強化により、JA山口県設立後の信用事業の安定運営に寄与する。

経営戦略

- JAバンク山口中期戦略の着実な実践
- 持続可能な収益構造の構築
- JAサポート・補完機能の強化
- 中期経営計画実践のための体制整備

SDGsの取組み

SDGsの取組み

JAグループ山口では、令和2年12月、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、事業や活動を通じて、持続可能な地域農業・地域社会の実現に貢献するため、「JAグループ山口SDGs取組宣言」を採択しました。

当会においては、宣言に掲げる3つの分野と6つの取組みについて、当会の事業・活動に関連する分野にかかる行動計画を策定し実践するとともに、JA山口県の取組みをサポートすることとしています。

【JAグループ山口SDGs取組宣言】

3つの分野		6つの取組み		SDGs目標			
1	持続可能な農業の実現	1	持続可能な食料の生産と農業の振興に取り組みます	2 飢餓をゼロに	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
		2	農業生産における環境負荷の軽減に取り組みます	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を
		3	持続可能なフードシステムの構築に取り組みます	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう		
		4	農業の持つ多面的な機能を発揮していきます				
2	持続可能な地域社会づくりへの貢献	5	安心して暮らせる持続可能で豊かな地域社会づくりに貢献していきます	1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	8 働きがいも経済成長も
				10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を	
3	協同・参画・連携の強化	6	地域の多様な仲間との連携・参画につとめます	5 ジェンダー平等を実現しよう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリーシップで目標を達成しよう	

当会の概要

会 員 数

資 格	令和3年9月末現在	令和3年3月末現在
正 会 員	11	11
准 会 員	14	14
合 計	25	25

役 員

◇経営管理委員会

経営管理委員会会長	金子 光 夫
経営管理委員会副会長	藤 井 勝 志
経 営 管 理 委 員	水 津 俊 男
経 営 管 理 委 員	木 村 昭 彦
経 営 管 理 委 員	弘 中 義 久
経 営 管 理 委 員	花 本 敏 夫

◇理事会

代表理事理事長	松 本 隆 志
代表理事専務	山 縣 正 紀
常 務 理 事	後 根 伸 一 郎

◇監事

代 表 監 事	杉 村 孝
常 勤 監 事	山 本 勝 繁
監 事	杉 村 茂 樹
監 事	石 田 仁 司

※令和3年9月末現在

職 員 数

	令和3年9月末現在	令和3年3月末現在
男子職員	56 人	57 人
女子職員	43 人	40 人
嘱託常備人	7 人	9 人
合 計	106 人	106 人

店 舗 一 覧

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 所	山口市小郡下郷2139番地	083(973)2230
県 庁 内 支 所	山口市滝町1番1号	083(923)2337
美 祢 市 役 所 内 支 所	美祢市大額町東分326番地の1	0837(52)1075

JAバンク自己改革への取組状況

JAバンク自己改革への取組み

国内農業は、高齢化、後継者不足による農業者の減少が急速に進んでおり、耕作放棄地の増加や農業産出額の減少等、農業基盤への甚大な影響が懸念されています。

このような状況下、これまでJAグループ山口では、めざす姿として「持続可能な農業の実現」、「豊かでくらしやすい地域社会の実現」、「協同組合としての役割発揮」を掲げ、これらの実現に向け「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」、「地域の活性化」を基本目標とする自己改革に取り組んでまいりました。

平成30年11月に開催した第40回JA山口県大会では、めざす姿および自己改革の基本方針を継承し、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての役割を發揮すべく、「農業を守る、伝える」、「地域を守る、伝える」、「協同組合力を高める」、「県民理解を深める」を4つの重点事項として決議し、JAグループ山口の自己改革に引き続き取り組んでいくこととしています。

JAバンク山口においては、「JAバンク山口中期戦略(2019年度～2021年度)」、および当会の「中期経営計画(2019年度～2021年度)」に、「農業・地域の成長支援」「ライフプランサポートの実践」等を重点実施事項に掲げ、自己改革の着実な実践に向け、取り組んでいます。

引き続き、JAグループ山口の総合力発揮に向けて取り組んでまいります。



©よりぞう

地域貢献への取組み

地域貢献への取組み

1. 地域に対する当会の考え方

当会は、JA山口県等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半がJA山口県にお預けいただいた農家組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としています。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さまや、JA・農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいています。

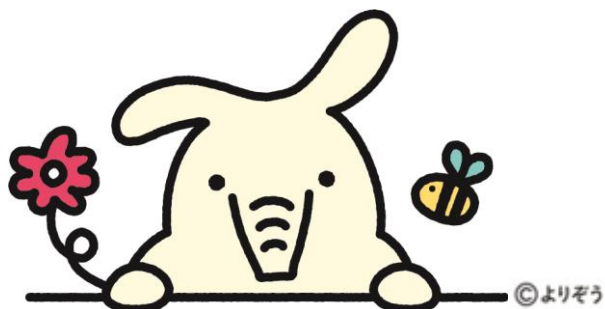
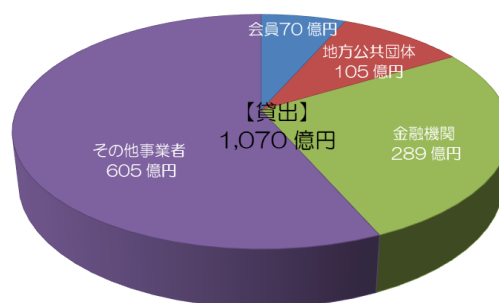
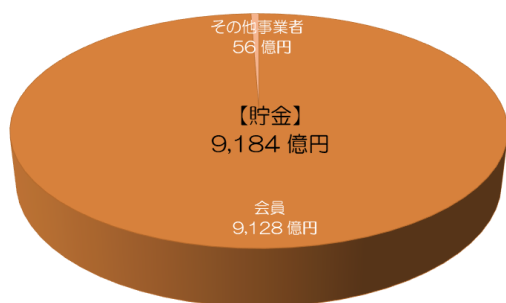
当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

2. 地域の皆さまからの貯金の状況・地域の皆さまへの資金供給の状況

当会の令和3年9月末の貯金残高は、9,184億円となっており、うち9,128億円はJA山口県等の会員からお預かりしています。

当会の令和3年9月末の貸出金残高は、1,070億円となっています。会員向けのほか、地方公共団体や地元企業等向けに貸出を行っています。



地域貢献への取組み

3. 地域農業振興および地域密着型金融への取組み

(1) 農業者所得増大・農業生産拡大への取組み

当会では、多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体のニーズに対応するため、JA山口県の「担い手総合対策室」と連携し、「農業者所得増大・農業生産拡大推進事業」を活用した県域企画応援事業に取り組んでいます。

(2) JAバンク利子補給と保証料助成の実施

JAバンク山口では、JAバンク利子補給制度を活用し、農業近代化資金を含む県下統一商品を対象に、利子補給を実施することにより、農業者等の金利負担軽減に取り組んでいます。

また、農業信用基金協会の保証料助成措置を実施しており、金融面のサービス拡充と借入負担軽減に努めています。

(3) メイン強化先への訪問

JAバンク山口では、農業者・農業法人に対する金融サービスを中心に対応を行い、特に将来的な地域農業の担い手となりうる農業者等を「メイン強化先」と位置づけ、信用部門と営農経済部門等が連携し、資金ニーズの把握、サービスの提供・相談業務を行っています。

(4) 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供

JAバンク山口では、地域の皆さまと農業を結び付け、JA を気軽にご利用いただける環境の整備に取り組んでいます。

◇直売所の利用活性化

クレジットカード・QRコード決済導入に伴う決済手段の多様化や、JA カード利用に対する5%割引施策により、直売所の利用活性化に取り組んでいます。

(5) 農業者等の経営支援に関する取組み

◇新型コロナウイルス関連資金繰り支援

新型コロナウイルスの感染症の影響拡大に対しては、JA バンク山口にて資金繰り支援態勢を構築しているほか、JAグループ山口による農業者への負担軽減措置を独自に実施しています。

◇金融円滑化への取組み

当会では、「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、新規融資や借入条件の変更等のお申込みに、できる限り柔軟に対応するよう努めています。

◇経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会では、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表。）を遵守するための態勢を整備し、経営者等の保証

地域貢献への取組み

に依存しない融資の一層の促進に努めています。

4. お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会では、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を制定しました。

本方針に基づきお客さま本位の業務運営に取り組むとともに、取り組み状況を定期的に公表しています。

5. 文化的・社会的貢献

(1) やまぐち子育て家庭応援優待事業への協賛

山口県では、安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てができる社会の実現を目指し、「やまぐち子育て家庭応援優待事業」を推進しており、JA山口県は協賛事業所として加盟しています。

協賛事業所の取組みとして、JA山口県では、お子様の人数に応じて金利を上乗せする「子育て支援定期積金 のびすく定期積金」を取り扱っており、協賛の一環として、契約件数1件につき100円を赤い羽根共同募金を通じて、県内の児童養護施設等の支援団体に寄付することとしています。

当会も事業の趣旨に賛同し、JA山口県の活動を支援することで、JAバンク山口一体となって豊かな地域社会の実現に貢献してまいります。

主要勘定の状況

(単位：百万円)

	令和3年9月末	令和3年3月末	令和2年9月末
貯 金	922,975	916,957	934,827
貸 出 金	107,080	111,155	103,413
預 け 金	614,181	628,059	655,111
有価証券	272,899	260,739	247,256

(注) 貯金には、譲渡性貯金を含んでいます。

損益の状況

(単位：百万円)

	令和3年9月末	令和3年3月末	令和2年9月末
経常利益	1,753	2,242	2,260
当期剰余金	1,698	2,282	2,011

自己資本比率および自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和3年9月末	令和3年3月末	増 減
コア資本に係る基礎項目	79,719	69,246	10,472
コア資本に係る調整項目	101	82	18
自己資本額	79,618	69,164	10,453
リスク・アセット等	433,838	432,958	879
自己資本比率	18.35%	15.97%	2.38%

(注) 1. 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

2. 9月末の自己資本の額は、半期利益を前年度次期繰越剰余金に加算し、外部流出予定額を控除していません。

3. 9月末のオペレーショナル・リスク相当額は、直近決算期（令和3年3月末）の値を採用しています。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区分	令和3年9月末	令和3年3月末	増減
破綻先債権	99	106	△6
延滞債権	631	768	△137
3ヵ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	36	37	△0
合計	767	912	△145

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権

(単位：百万円)

債権区分	令和3年9月末	令和3年3月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	186	197	△10
危険債権	544	677	△133
要管理債権	36	37	△0
正常債権	107,167	111,175	△4,008
合計	107,935	112,088	△4,153

(注) 1. 9月末の計数は、半期自己査定結果に基づき算出しています。

2. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

(3) 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権で上記(1)および(2)に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

(4) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

債権等の保全状況

(単位：百万円)

	令和3年9月末	令和3年3月末	増 減
不良債権合計	768	913	△145
担保付債権	300	428	△128
保証付債権	8	8	△0
貸倒引当金	459	475	△16
担保・保証等控除後債権	—	—	—

有価証券等時価情報

【有価証券】

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月末			令和3年3月末		
	取得価額	時価	差額	取得価額	時価	差額
売 買 目 的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	6,035	6,142	106	6,251	6,346	94
そ の 他	242,933	266,863	23,930	232,908	254,487	21,579
合 計	248,969	273,005	24,036	239,160	260,834	21,674

【金銭の信託】

(単位：百万円)

区 分	令和3年9月末			令和3年3月末		
	取得価額	時価	差額	取得価額	時価	差額
運 用 目 的	3,879	3,879	—	3,829	3,829	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	6,242	6,229	△13	4,367	4,332	△34
合 計	10,122	10,108	△13	8,196	8,162	△34